

朝倉市認知症サポーター養成講座実施要領

令和3年4月

趣 旨	朝倉市では、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の44第2項の規定に基づき、地域支援事業の一環として、多くの方々が認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを目的に「認知症サポーター養成講座」の開催を支援します。
支援内容	朝倉市認知症サポーター養成講座の支援内容は、次のとおりです。 1 認知症キャラバン・メイト(講座講師)の紹介 2 認知症サポーター養成講座標準テキスト及び認知症サポーターカードの提供 3 認知症サポーター100万人キャラバンキャンペーンビデオ及びDVDの貸し出しなど
講座の形態 注意事項	認知症サポーター養成講座は、自治会、学校、職場、学習会の集まりなどに講師が出向き、認知症についての勉強会を実施します。 <u>※ この講座は、認知症の介護の方法を学ぶためのものではありません。</u> <u>※ この講座は、認知症についてほとんど知識のない方に、認知症について正しく理解していただくための講座です。</u> ※ 講習当日お伺いする者は講師のみです。
認知症サポーターとは	認知症サポーターとは、次の方々のことです。 ○ 認知症サポーター養成講座を受講した方が、認知症サポーターです。 ○ 認知症サポーターとは、何か特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人や家族を温かく見守る後援者として、自分のできる範囲で活動します。 ○ 認知症を自分自身の問題と認識し、友人や家族に学んだ知識を伝えること、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることもサポーター活動のひとつです。 ○ 講座を終了された方には、認知症サポーターのしるしとして、「認知症サポーターカード」をお渡しします。
講座の内容	認知症サポーター養成講座の内容は、次のとおりです。 ○ 標準テキストに基づき、ビデオ上映も交えながら60分から90分の講座が行われます。 〔標準テキストの主な内容〕 ☐ 認知症を理解する ☐ 認知症とはどういうものか ☐ 認知症の予防について ☐ 認知症の人と接するときの心がまえ ☐ 認知症サポーターとは
講座の講師	講座の講師は、次のとおりです。 1 講座の講師は、認知症サポーター養成講座の講師の資格をもった認知症キャラバン・メイトが、担当します。 2 認知症キャラバン・メイトとは、認知症サポーター養成講座開催のための研修を終了した者で、福祉や介護の仕事に携わっている人や介護相談員、民生委員などです。
申込みの条件	認知症サポーター養成講座開催は、次の内容で申し込みください。 1 朝倉市に在住・在勤の方を中心とした集まりで、10名以上の受講者が集まれば可能です。 2 会場は、朝倉市内です。 全国キャラバン・メイト連絡協議会が定める「認知症サポーター養成講座基準」により、下記に属する方につきましては、認知症サポーター養成講座の受講対象者に該当しませんので、ご注意下さい。